

# 高岸税務会計事務所 ニュースレター

当税理士事務所は気軽に相談でき、親身に  
相談にのる税務・財務のスペシャリストです

〒569-0803 大阪府高槻市高槻町 9-19-202

電話番号：072-683-0230 FAX：072-683-0376

<http://www.gishitax.com/>

mail：[info@gishitax.com](mailto:info@gishitax.com)

お気軽にお問い合わせ下さい 072-683-0230

(JR 高槻駅・阪急高槻市駅から徒歩約3分)



毎年のことながら、クリスマスが過ぎれば慌ただしくお正月の準備をする和洋折衷の師走です。けれどいつもと違うのは平成最後の年末だということ。「激動の昭和」から平成に改元して30年。日本が大きな節目を迎えていることは間違いなさそうですが、個人としてはいつでも一日一日を大切にしていきたいものですね。

## 【贈与税や相続税が一切かからない!?!】

中小企業の経営者の高齢化が急速に進む中、円滑な代替わりを促すため10年間の特例措置として、「事業承継税制」が拡充されました。現行制度では非上場の自社株式を後継者が引き継いだ際に発生する贈与税や相続税が、その後継者や相続人には大きな負担となっていました。そこでその問題を解決し、できるだけスムーズな事業承継を後押しするために、一定の要件のもとで贈与税や相続税の納税が猶予される制度が、2018年度の税制改正によって大きく変わりました。中でも重要なポイントは2つあります。

1つ目は、2023年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県庁に提出すると2027年12月31日までに限り、自社株式の贈与や相続の際にかかる贈与税と相続税が一切かからない仕組みになったことです。

2つ目は、雇用の要件が実質的に撤廃されたことです。改正前の制度では納税を猶予されても5年間平均で雇用者数の8割を維持することが義務付けられていました。

それができなければ猶予された贈与税と相続税の全額を納付しなければなりません。しかし、今回の改正により実質的にこの要件が撤廃され、リスクが大幅に軽減されたのです。わずか10年という限られた期間ですが、中小企業の経営者にとっては事業承継について考える絶好のタイミングではないでしょうか。



## 【姿を変えて脚光を浴びる「ポケットベル」】

1990年代に大流行したポケットベルが、姿を変えて脚光を浴びています。災害時に避難情報を伝える防災無線の屋外拡声放送が聞こえにくいことから、ポケベル電波の戸別受信機を導入する自治体が急増しています。ポケベル電波は文字を伝える無線通信で、受信機は情報を音声で読み上げます。建物内に届きやすく受信力の高いポケベル電波は、高額な屋外アンテナが不要で整備の費用も抑えられます。自然災害が相次ぐ日本列島で住民の命を守るアイテムに変貌です。



